

南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成21年6月24日 告示第48号

平成22年3月17日 告示第17号

平成23年3月29日 告示第32号

平成24年3月28日 告示第24号

平成25年3月19日 告示第17号

平成27年3月18日 告示第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南国市補助金の交付に関する条例（昭和53年南国市条例第20号）第17条の規定に基づき、地球温暖化防止対策として、喫緊の課題の低炭素社会の実現をめざし、市民がクリーンなエネルギーを積極的に利用していくことを支援するために、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置する者に対して補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 自らが居住している市内の住宅（店舗、事務所等併用住宅を含む。以下同じ。）又は市内に居住を予定し新築・改築する住宅にシステムを設置する個人であること。
- (2) 電力事業者と電灯契約並びに太陽光発電設備との系統連系及び余剰電力需給に関する契約を締結すること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 補助金の交付の決定の日から、既存の住宅に設置する場合は3月以内、新築・改築の住宅に設置する場合は6月以内又は当該年度の2月20日までのいずれか早い日までにシステムを設置すること。

(補助対象システム)

第3条 補助金の交付の対象となるシステムは、次のとおりとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10キロワット未満のシステムであるもの
- (2) 太陽電池モジュールについては、財団法人電気安全環境研究所等の認証を受けているもの

- (3) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの
- (4) 未使用品であるもの
- (5) 補助金の交付の決定をした日以降に着工するシステムであるもの
- (6) 前各号に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はキロワットとし、小数点第2位未満を切り捨てる。）に3万円を乗じて得た額（千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の上限額は、12万円とする。

2 前条に規定する補助金の交付の対象となるシステムの設置に係る工事契約を市内に本店を有する事業者と締結し、当該システムの設置を行った場合において、前項中「3万円」とあるのは「5万5千円」と、「12万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、システムに係る設置工事の着工前に、南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) システムを設置しようとする住宅の案内図
- (3) 工事着工前の現況写真
- (4) 太陽光発電システム設置計画書（別紙第1）
- (5) 自己所有でない住宅に居住する者が当該住宅にシステムを設置する場合は、当該住宅の所有者の承諾書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出があった場合は、速やかに内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(計画変更の承認)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」と

いう。)は、申請した補助事業の内容について変更(廃止及び中止を含む。)をする場合は、直ちに南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金計画変更(廃止)届(様式第3号)及び太陽光発電システム設置変更計画書(別紙第2)(廃止及び中止のときを除く。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更届を受理した場合は、その内容を審査し、変更を認めるときは、南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金計画変更承認決定通知書(様式第4号)により当該補助事業者へ通知しなければならない。

(補助金の実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後1月以内又は当該年度に属する3月20日のいずれか早い日までに南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する実績報告書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 太陽光発電システム設置報告書(別紙第3)
- (2) 設置場所に住所登録をしたことを証する書類
- (3) システムの設置状況が確認できる写真(太陽電池モジュールの設置状況、インバータ、接続箱等の写真)
- (4) システムの設置費に係る領収書の写し
- (5) 電力事業者と太陽光発電設備との系統連系及び余剰電力需給に関する契約を締結したことが確認できる
- (6) 施工業者の竣工検査の試験記録書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付の額を確定し、南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金確定通知書(様式第6号)により、速やかに通知する。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による補助金の確定を受けた補助事業者は、市長に南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(様式第7号)を提出するものとする。

(遵守事項)

第 1 1 条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業により取得した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従い、その効率的な運用を図らなければならない。

(処分の承認)

第 1 2 条 補助事業者は、システムの法定耐用年数の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業により取得した財産の処分に関する承認申請書(様式第 8 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 1 3 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 1 4 条 市長は、前条に規定する補助金の交付の決定を取り消したとき、又は補助事業者が第 1 条の目的以外に補助金を使用したときは、その相当する金額について期限を定めて返還させるものとする。

(協力)

第 1 5 条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供、環境価値を活用した取組その他の協力を求めることができる。

(その他)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 2 2 年告示第 1 7 号)

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 3 年告示第 3 2 号)

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年告示第 24 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年告示第 17 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年告示第 13 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

南国市長 様

申請者住所
氏名 ⑩
電話
代理申請者所在地
業者名 ⑩
担当者
連絡先

南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額	金 円		
システム設置場所	南国市		
太陽電池の最大出力値	k w	建物所有者名	
建築区分	既存・新築等	電灯契約者名	
工事期間	着手予定日 年 月 日完了予定日 年 月 日		
添付書類	1 経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し 2 システムを設置しようとする住宅の案内図 3 工事着工前の現況写真 4 太陽光発電システム設置計画書（別紙第 1） 5 自己所有でない住宅に居住する者が当該住宅にシステムを設置する場合は、当該住宅の所有者の承諾書 6 その他市長が必要と認める書類		
連系協議	システムの設置工事開始以前に、必ず電力事業者と連系協議を行います。 氏名 ⑩		
同意書	南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第 2 条第 3 号の規定を満たしていることを調査することに同意します。 氏名 ⑩（生年月日 年 月 日）		

様式第 2 号（第 6 条関係）

南国市指令第 号

申請者氏名 様

南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

南国市長



記

補助金交付決定額 金 円

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

南国市長 様

申請者 住所
氏名 ㊟
代理申請者 所在地
業者名 ㊟
担当者
連絡先

南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金計画変更（廃止）届

年 月 日付け南国市指令第 号で交付の決定を受けた南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業の内容を変更したいので、南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり届けます。

記

1 計画変更の内容（変更区分のどれかに○を記入のこと）

変更区分	当初計画内容	変更計画内容
1 システムの変更		
2 補助申請の廃止		
3 工事期間の変更		
4 その他		

2 計画変更の理由

3 添付書類

太陽光発電システム設置変更計画書（別紙第2）

様式第4号（第7条関係）

南国市指令第 号

申請者氏名 様

南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金計画変更承認決定通知書

年 月 日付けで計画変更（廃止）届のあった南国市住宅用太陽光
発電システム設置費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので
通知する。

年 月 日

南国市長



記

- 1 既補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金変更交付決定額 金 円
- 3 変更内容

年 月 日

南国市長 様

申請者住所
氏名 ⑩
代理申請者所在地
業者名 ⑩
担当者
連絡先

南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書

南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり実績報告書を提出します。

記

交付決定額	金 円
システム設置場所	南国市
設置規模	K W
工事期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 太陽光発電システム設置報告書（別紙第 3） 2 設置場所に住所登録をしたことを証する書類 3 システムの設置状況が確認できる写真（太陽電池モジュールの設置状況、インバータ、接続箱等の写真） 4 システムの設置費に係る領収書の写し 5 電力事業者と太陽光発電設備との系統連系及び余剰電力需給に関する契約を締結したことが確認できる書類の写し 6 施工業者の竣工検査の試験記録書の写し 7 その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

申請者氏名 様

南国市長



南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

南国市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話

南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書

年 月 日付け南国市指令第 号で交付の決定のあった住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

（付記）

上記の補助金は、次の金融機関の口座に振り込んでください。

1	ふりがな		
	口座の名義		
2	金融機関名	農協	支所
		銀行	支店
3	口座の種類及び番号	普通・当座	番号

年 月 日

南国市長 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業により
取得した財産の処分に関する承認申請書

南国市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、
下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1 指令番号

2 処分の方法

（該当する項目を○で囲んでください。）

売却・譲渡・廃棄・その他（ ）

3 処分の時期 年 月 日から

（ 年 月 日まで）

4 処分の理由

5 処分の条件

（処分することによって収益がある場合は、その額を記載してください。）

6 廃棄の方法（廃棄する場合に記載してください。）

別紙第 1 (様式第 1 号関係)

太陽光発電システム設置計画書

(1) 対象システムの概要

項 目		内 容
太陽電池モジュール		
①	イ. 太陽電池モジュール型式	
	ロ. 認証機関・認証書番号	
	ハ. 製造者名	
	ニ. 太陽電池モジュールの公称最大出力(注)と使用枚数	W × 枚
②	イ. 太陽電池モジュール型式	
	ロ. 認証機関・認証書番号	
	ハ. 製造者名	
	ニ. 太陽電池モジュールの公称最大出力(注)と使用枚数	W × 枚
③	イ. 太陽電池モジュール型式	
	ロ. 認証機関・認証書番号	
	ハ. 製造者名	
	ニ. 太陽電池モジュールの公称最大出力(注)と使用枚数	W × 枚
④	太陽電池モジュールの最大出力の合計値	. k w
	(①と②と③の合計) (小数点第 2 位未満を切捨て)	
インバータ・保護装置		
①	イ. インバータ・保護装置の型式名	
	ロ. 製造者名	
	ハ. 定格出力 (小数点第 2 位未満を切捨て)	. k w
②	イ. インバータ・保護装置の型式名	
	ロ. 製造者名	
	ハ. 定格出力 (小数点第 2 位未満を切捨て)	. k w
③	系統連系について承認を受ける電力事業者	

④	電力事業者との電力契約内容（いずれかの番号を○で囲むか、数値を記入してください）	電気方式	1 単相3線式 100-200V
			2 単相2線式 100V
		契約種別	1 従量電灯契約
			2 時間帯別電灯契約
設置方法			
①	太陽電池の設置場所（いずれかの番号を○で囲んでください）	1 新築等住宅の屋根上	
		2 既存住宅の屋根上	
		3 その他（ ）	
②	太陽電池の固定方法（いずれかの番号を○で囲んでください）	1 建材一体型	
		2 架台設置型	

（注）公称最大出力とは、日本工業規格に規定される太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。

(2) 補助対象経費内訳（見込み）

単位：円

補助対象経費					
補助対象項目	金額				備考
太陽電池モジュール					
架台					
インバータ・保護装置					
その他の機器類					
工事に関する費用					
小計（消費税抜き）					
消費税					
合計金額					

1kw当たりの金額(消費税別)				
-----------------	--	--	--	--

別紙第 2 (様式第 3 号関係)

太陽光発電システム設置変更計画書

(1) 対象システムの概要

項 目		内 容	
		変 更 前	変 更 後
太陽電池モジュール			
①	イ. 太陽電池モジュール型式		
	ロ. 認証機関・認証書番号		
	ハ. 製造者名		
	ニ. 太陽電池モジュールの公称最大出力 (注) と使用枚数	W× 枚	W× 枚
②	イ. 太陽電池モジュール型式		
	ロ. 認証機関・認証書番号		
	ハ. 製造者名		
	ニ. 太陽電池モジュールの公称最大出力 (注) と使用枚数	W× 枚	W× 枚
③	イ. 太陽電池モジュール型式		
	ロ. 認証機関・認証書番号		
	ハ. 製造者名		
	ニ. 太陽電池モジュールの公称最大出力 (注) と使用枚数	W× 枚	W× 枚
④	太陽電池モジュールの最大出力の合計値 (①と②と③の合計) (小数点第 2 位未満を切捨て)	. kW	. kW
インバータ・保護装置			
①	イ. インバータ・保護装置の型式名		
	ロ. 製造者名		
	ハ. 定格出力 (小数点第 2 位未満を切捨て)	. kW	. kW
②	イ. インバータ・保護装置の型式名		
	ロ. 製造者名		
	ハ. 定格出力 (小数点第 2 位未満を切捨て)	. kW	. kW
③	系統連系について承認を受ける電力事業者		

④	電力事業者との電力契約内容 (いずれかの番号を○で囲むか、数値を記入してください)	電気方式	1	単相3線式 100-200V	1	単相3線式 100-200V
			2	単相2線式 100V	2	単相2線式 100V
		契約種別	1	従量電灯契約	1	従量電灯契約
			2	時間帯別電灯契約	2	時間帯別電灯契約
設置方法						
①	太陽電池の設置場所 (いずれかの番号を○で囲んでください)	1	新築等住宅の屋根上	1	新築等住宅の屋根上	
		2	既存住宅の屋根上	2	既存住宅の屋根上	
		3	その他 ()	3	その他 ()	
②	太陽電池の固定方法 (いずれかの番号を○で囲んでください)	1	建材一体型	1	建材一体型	
		2	架台設置型	2	架台設置型	

(注) 1 公称最大出力とは、日本工業規格に規定される太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。

2 変更がある部分のみ記入すること。

(2) 補助対象経費内訳

単位：円

補助対象経費							
補助対象項目	変更前			変更後			備考
	太陽電池モジュール						
架台							
インバータ・保護装置							
その他の機器類							
工事に関する費用							
小計 (消費税抜き)							
消費税							
合計金額							

1kw当たりの金額(消費税別)																				
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 変更がある部分のみ記入すること。

太陽光発電システム設置報告書

(1) 対象システムの概要

項 目		内 容
太陽電池モジュール		
①	イ. 太陽電池モジュール型式	
	ロ. 認証機関・認証書番号	
	ハ. 製造者名	
	ニ. 太陽電池モジュールの公称最大出力(注)と使用枚数	W × 枚
②	イ. 太陽電池モジュール型式	
	ロ. 認証機関・認証書番号	
	ハ. 製造者名	
	ニ. 太陽電池モジュールの公称最大出力(注)と使用枚数	W × 枚
③	イ. 太陽電池モジュール型式	
	ロ. 認証機関・認証書番号	
	ハ. 製造者名	
	ニ. 太陽電池モジュールの公称最大出力(注)と使用枚数	W × 枚
④	太陽電池モジュールの最大出力の合計値 (①と②と③の合計) (小数点第2位未満を切捨て)	. k w
インバータ・保護装置		
①	イ. インバータ・保護装置の型式名	
	ロ. インバータ・保護装置の製造番号	
	ハ. 製造者名	
	ニ. 定格出力 (小数点第2位未満を切捨て)	
②	イ. インバータ・保護装置の型式名	
	ロ. インバータ・保護装置の製造番号	
	ハ. 製造者名	
	ニ. 定格出力 (小数点第2位未満を切捨て)	. k w
③	系統連系について承認を受けた電力事業者	

(3) 太陽電池モジュールの製造番号及び測定値（測定値は最大出力 [W]）

	製造番号	測定値		製造番号	測定値
1			16		
2			17		
3			18		
4			19		
5			20		
6			21		
7			22		
8			23		
9			24		
10			25		
11			26		
12			27		
13			28		
14			29		
15			30		

(注) 太陽電池モジュールの製造番号及び測定値が明記されている様式が別にある場合は、(3)については省略できる。